

議案第20号

琴浦町老人ふれあい工房条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町老人ふれあい工房条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町老人ふれあい工房条例を廃止する条例

琴浦町老人ふれあい工房条例(平成16年琴浦町条例第120号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。